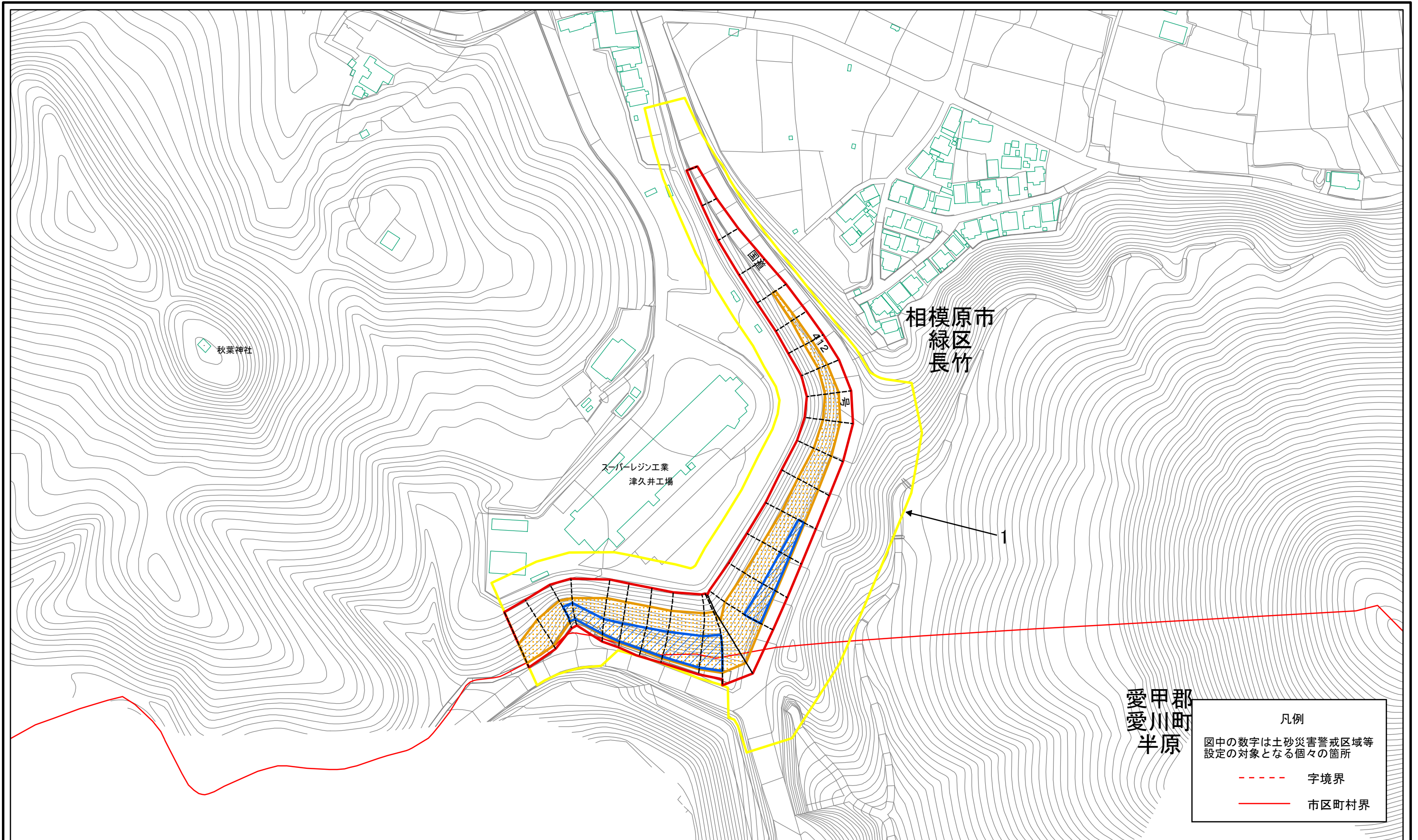


土砂災害警戒区域等指定図(その2-1)



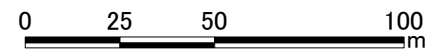
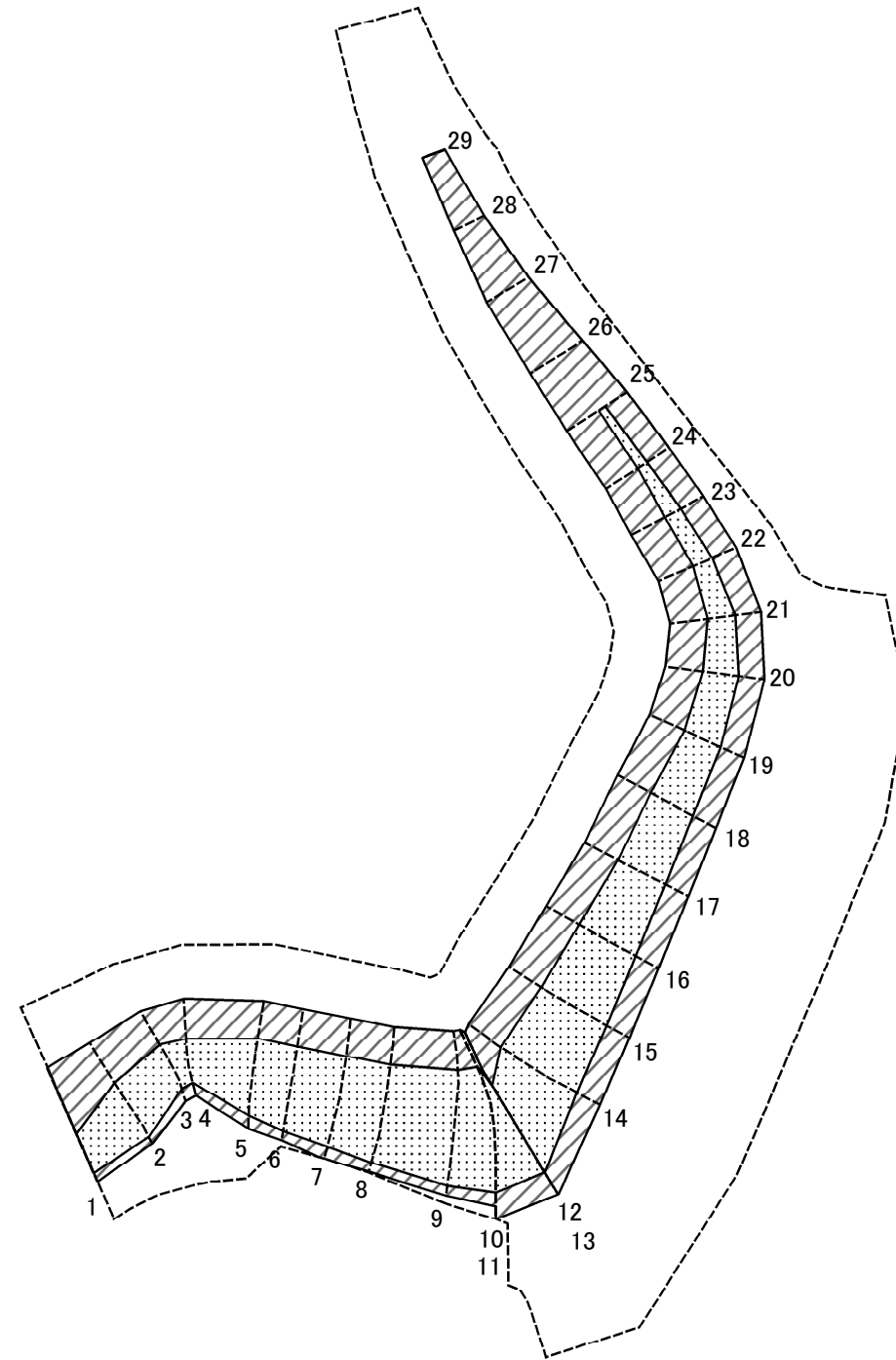
凡例
 図中の数字は土砂災害警戒区域等
 設定の対象となる個々の箇所

----- 字境界
 _____ 市区町村界

0 25 50 100
 m

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,000	自然現象 の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	151-H24-43119
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域			告示番号	神奈川県告示第410号	箇所名	長竹19
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、 土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示年月日	令和3年5月25日	所在地	相模原市緑区長竹 及び愛甲郡愛川町半原
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域						
	それ以外の区域						

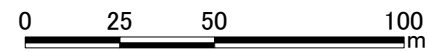
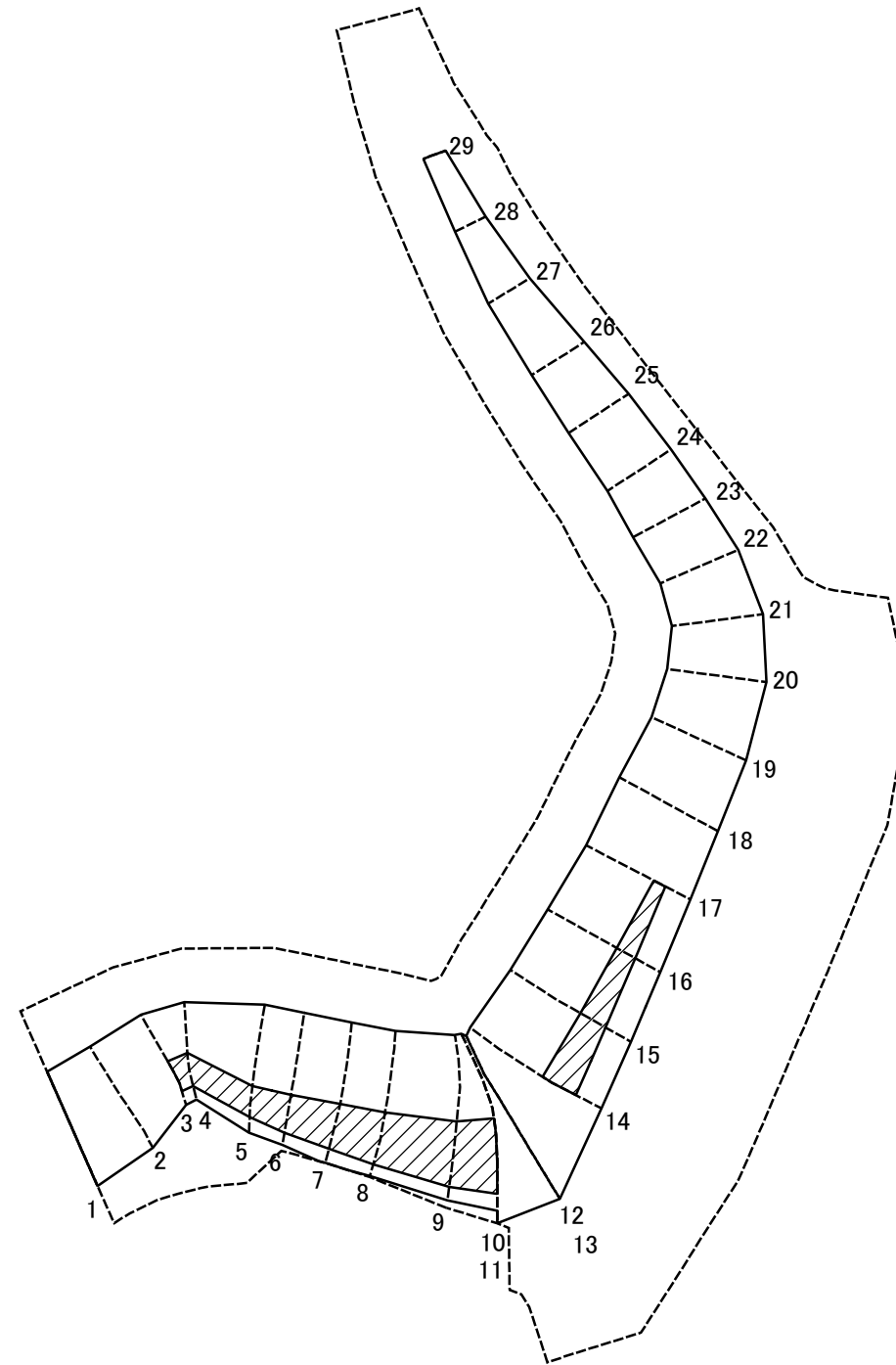
土砂災害警戒区域等の指定図(その2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	151-H24-43119-1
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	神奈川県告示第410号	箇所名	長竹19-1
	それ以外の区域			告示年月日	令和3年5月25日	所在地	相模原市緑区長竹 及び愛甲郡愛川町半原

土砂災害警戒区域等指定図(その2-3)



図中の数字は横断測線番号を示す

土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		縮尺 1:2,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	151-H24-43119-1
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	神奈川県告示第410号	箇所名	長竹19-1
	それ以外の区域			告示年月日	令和3年5月25日	所在地	相模原市緑区長竹 及び愛甲郡愛川町半原

土砂災害警戒区域等指定図書(その3)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)		力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)
1 ~ 2	115.69	0.75	100.00	0.75	-	-	14.28	2.67	27 ~ 28	-	-	86.69	0.75	-	-	13.85	2.59
2 ~ 3	117.69	0.75	100.00	0.75	-	-	16.05	3.00	28 ~ 29	-	-	70.67	0.75	-	-	11.91	2.22
3 ~ 4	117.69	0.75	100.00	0.75	18.94	3.54	16.05	3.00	29 ~ 30	-	-	-	-	-	-	-	-
4 ~ 5	122.21	0.75	100.00	0.75	18.94	3.54	16.05	3.00	30 ~ 31	-	-	-	-	-	-	-	-
5 ~ 6	122.83	0.75	100.00	0.75	18.03	3.37	16.05	3.00	~								
6 ~ 7	123.37	0.75	100.00	0.75	18.00	3.36	16.05	3.00	~								
7 ~ 8	123.82	0.75	100.00	0.75	18.01	3.37	16.05	3.00	~								
8 ~ 9	123.82	0.75	100.00	0.75	18.01	3.37	16.05	3.00	~								
9 ~ 10	123.69	0.75	100.00	0.75	17.60	3.29	16.05	3.00	~								
10 ~ 11	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
11 ~ 12	122.73	0.75	100.00	0.75	-	-	16.05	3.00	~								
12 ~ 13	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
13 ~ 14	122.08	0.75	100.00	0.75	-	-	16.05	3.00	~								
14 ~ 15	122.08	0.75	100.00	0.75	17.53	3.28	16.05	3.00	~								
15 ~ 16	122.03	0.75	100.00	0.75	17.67	3.30	16.05	3.00	~								
16 ~ 17	120.95	0.75	100.00	0.75	17.97	3.36	16.05	3.00	~								
17 ~ 18	119.13	0.75	100.00	0.75	-	-	16.05	3.00	~								
18 ~ 19	118.10	0.75	100.00	0.75	-	-	16.05	3.00	~								
19 ~ 20	116.26	0.75	100.00	0.75	-	-	16.05	3.00	~								
20 ~ 21	115.42	0.75	100.00	0.75	-	-	15.89	2.97	~								
21 ~ 22	112.98	0.75	100.00	0.75	-	-	13.77	2.57	~								
22 ~ 23	110.28	0.75	100.00	0.75	-	-	13.87	2.59	~								
23 ~ 24	109.31	0.75	100.00	0.75	-	-	14.12	2.64	~								
24 ~ 25	106.27	0.75	100.00	0.75	-	-	14.12	2.64	~								
25 ~ 26	-	-	100.00	0.75	-	-	13.16	2.46	~								
26 ~ 27	-	-	98.52	0.75	-	-	13.85	2.59	~								

建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	151-H24-43119-1
	告示番号	神奈川県告示第410号	箇所名	長竹19-1
	告示年月日	令和3年5月25日	所在地	相模原市緑区長竹及び愛甲郡愛川町半原